

岡山市中央卸売市場及び岡山市花き地方卸売市場における法定事項以外の遵守事項について

遵守事項	遵守内容	当該遵守事項を定めた理由
開場期日	<p><b>【中央】</b> 日曜日（1月5日及び12月27日から12月31日までの間の日曜日を除く）、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日から1月4日までの日を除き、毎日開場する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことができる。</p> <p><b>【地方】</b> 土曜日及び日曜日（1月4日及び12月25日から12月29日までの間の土曜日及び日曜日を除く）、1月1日から1月3日まで、12月30日及び31日を除き、毎日開場する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことができる。</p>	適切な市場機能を確保する必要があるため。
開場時間	開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。	荷の搬入等に支障をきたさないようにするため

卸売業務の許可	管理者による許可制とする。	一定のノウハウ等を有する者により、公正・公平で円滑な取引を行うため
仲卸業務の許可（承認）	【中央】 管理者による許可制とする。 【地方】 管理者による承認制とする。	
売買参加者の承認	管理者による承認制とする。	
売買参加代理人・補助者の承認	【中央のみ】 仲卸業者又は売買参加者は、その業務を代行又は補助させるために、管理者の承認を受けて、売買参加代理人及び売買参加補助者を置くことができる。	
関連事業の許可（承認）	【中央】 管理者による許可制とする。 【地方】 管理者による承認制とする。	
せり人の登録	【中央のみ】 せり人は、管理者の登録を受けている者でなければならない。	

取引単位	<p>【中央】取引単位は重量とする。</p> <p>【地方】取引単位は本又は鉢とする。</p>	卸売の業務を適正かつ円滑に行うため
委託手数料以外の報償の収受の禁止	卸売業者は、販売の委託の引き受けについて、その委託者から委託手数料以外の報償を受けてはならない。	信用を付与するため
受託契約約款	卸売業者は、受託契約約款を定め、管理者に届け出なければならない。	受託契約約款の内容を把握するため
販売前における受託物品の検収	<p>【中央のみ】</p> <p>卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にし、品質等に異常を認めるときは、検査員の確認を受けて証明を得なければ委託者に対抗できない。</p>	品質等の異常の内容の判断が恣意的に行われないうようにするため
卸売物品の買受人の明示・引取り	卸売業者は、卸売した物品の買受人を明示し、買受人は物品を速やかに引き取らなければならない。	円滑な取引を行うため

仲卸業者の業務の規制	仲卸業者は、販売の委託を引き受けてはならない。	集荷機能は基本的に卸売業者が担っているため
	市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、管理者に届け出なければならない。	直荷引きの状況を把握するため
業務の規制	<p>【中央のみ】</p> <p>仲卸業者は、市場外における卸売物品の販売については、あらかじめ申請を行い、管理者の承認を受けなければならない。</p>	仲卸業者による場外での取引を規制するため
卸売予定数量等の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、毎開場日、主要品目ごとの卸売予定数量及び主要産地を管理者に報告しなければならない。</li> <li>・卸売業者は、毎開場日、主要品目ごとの卸売数量、主要産地及び卸売価格を管理者に報告しなければならない。</li> <li>・卸売業者は、毎月10日までに、前月中の卸売数量、卸売金額並びにせり売及び相対取引に係る金額を管理者に報告しなければならない。</li> </ul>	取引の実態を把握し、開設者の公表事項の基礎データとするため

<p>衛生上有害な物品の売買禁止等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。</li> <li>・ 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</li> <li>・ 管理者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</li> </ul>	<p>市場における安全・安心を確保するため</p>
<p>指定場外保管場所での卸売</p>	<p>卸売業者は、市場外の場所で物品を搬入して卸売をするときは、その保管場所について、申出書を管理者に提出して指定を受けなければならない。</p>	<p>取引の実態を把握するため</p>
<p>委託手数料の率</p>	<p>卸売業者は、委託者から収受する委託手数料の率を定めようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。</p>	<p>委託手数料の率を把握するため</p>
<p>出荷奨励金の交付</p>	<p><b>【中央のみ】</b> 卸売業者は、出荷者に対して奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。</p>	<p>出荷奨励金の交付内容を把握するため</p>

<p>卸売代金の変更の禁止</p>	<p>卸売業者は、出荷者の了解が得られたときを除き、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、管理者の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。</p> <p>※ 検査員の確認を要するのは中央のみ</p>	<p>卸売代金の変更が恣意的に行われないようにするため</p>
<p>完納奨励金の交付</p>	<p><b>【中央のみ】</b> 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者に対して完納奨励金を交付するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。</p>	<p>完納奨励金の交付内容を把握するため</p>
<p>卸売の業務に関する品質管理</p>	<p><b>【中央のみ】</b> 管理者は、物品の品質管理の方法として一定事項を規定で定めなければならない。</p>	<p>市場における適正な品質管理を確保するため</p>
<p>受領物品の即日販売</p>	<p>卸売業者は、販売開始時刻までに受領した受託物品は、特別の事由があるもののほか、その当日に販売しなければならない。</p>	<p>出荷者から委託された物品を適切に取り扱うため</p>

販売開始時刻及び販売終了時刻	<p><b>【中央のみ】</b></p> <p>卸売業者は、販売開始時刻以前及び販売終了時刻以後に卸売をしてはならない。ただし、遠隔地への配送、非常災害等の場合は、この限りではない。</p> <p>※ 青果（午前3時～午後3時）、水産（午前0時～午後3時）</p>	卸売業者による卸売を円滑に行うため
----------------	--	-------------------